

倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月16日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市条例第10号

倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

倉吉市国民健康保険条例（昭和63年倉吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の3 第9条の3又は第13条の基礎賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の3の基礎賦課額と第13条の基礎賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条において同じ。)は、<u>65万円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第17条 第16条の4又は第16条の8の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の4の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の8の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条において同じ。）は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の3又は第13条の基礎賦課額からそれぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、<u>65万円</u>を超える場合には<u>65万円</u>）とする。 (1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の3又は第13条」とあるのは「第16条の4又は第16条の8」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>20万円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の3又は第13条」とあるのは「第17条の2」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の3 第9条の3又は第13条の基礎賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の3の基礎賦課額と第13条の基礎賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条において同じ。)は、<u>63万円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第17条 第16条の4又は第16条の8の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の4の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の8の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条において同じ。）は、<u>19万円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の3又は第13条の基礎賦課額からそれぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、<u>63万円</u>を超える場合には<u>63万円</u>）とする。 (1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の3又は第13条」とあるのは「第16条の4又は第16条の8」と、「<u>63万円</u>」とあるのは「<u>19万円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の3又は第13条」とあるのは「第17条の2」と、「<u>63万円</u>」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(令和3年度及び令和4年度の保険料率の特例)

第16条 令和3年度及び令和4年度の第12条の規定による保険料率については、同条第1号中「100分の8.8」とあるのは「100分の5.6」と、同条第2号中「29,800円」とあるのは「21,400円」と、同条第3号ア中「26,600円」とあるのは「17,400円」と、同条第3号イ中「13,300円」とあるのは「8,700円」と、同条第3号ウ中「19,950円」とあるのは「13,050円」とする。

附 則

(令和3年度の保険料率の特例)

第16条 令和3年度の第12条の規定による保険料率については、同条第1号中「100分の8.8」とあるのは「100分の5.6」と、同条第2号中「29,800円」とあるのは「21,400円」と、同条第3号ア中「26,600円」とあるのは「17,400円」と、同条第3号イ中「13,300円」とあるのは「8,700円」と、同条第3号ウ中「19,950円」とあるのは「13,050円」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の倉吉市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。